

## 国府台学会経済研究会（第120回）

### ローマ法研究と現在の課題

藤野 奈津子

研究会開催日：平成23年10月24日

（報告要旨）

ローマ法研究は“古くて新しい学問”だと言われる。本報告では、ローマ法という一般にそれほど馴染みない研究分野について、学問および研究史の概要と、それがどのように現在の諸問題・諸課題とリンクするか、私自身の今後の研究テーマとも関連して述べることにした。

ローマ法研究の歴史は古く、中世ヨーロッパで12世紀に起きたいわゆるローマ法の復活に始まるとされる。それ以前のヨーロッパ社会にあっては、とりわけ6世紀以後、主要な支配民族となったゲルマン人の慣習法が優位し、古いローマの法がその重要性を顧みられることはあまりなかった。しかし、ヨーロッパ社会が徐々に安定し、人々の移動が活発化、商工業も発展して生活に余裕が出てくると、彼らの知的好奇心が新たな学問をもたらした。ローマ法の復活である。これは当初、イタリア中部の都市ボローニャの大学を中心に、残されたローマ法テキストに対する注釈作業から開始された。このときのテキストとは、当該時代より500年以上も前（すでに西ローマ帝国はゲルマン人の進出で崩壊していた）、東ローマ皇帝ユースティニアヌスが編纂したものである。

紀元後527年、皇帝となったユースティニアヌスは、かつてのローマ帝国の栄光復活に向け、軍事・文化の両面で幾多の活動を行った。そのうち今日のわれわれにとって重要なもののひとつが、いわゆるローマ法大全の編纂である。「ローマ法（＝市民法）大全」とは、のちにキリスト教会を中心に「カノン法（＝教会法）大全」が成立するのに合わせ、これへの対抗から付けられた通称であり、本来は4つの別々の書物群からなっている。それらのうち、今日の法制度との関連でとりわけ重視されるのが「ディゲスタ」と名付けられた部分である。ディゲスタ（Digesta）とは“ダイジェスト”の意味であり、ローマ帝国の繁栄期＝古典期（法学の隆盛時代）を中心に活躍した著名な法学者の学説（意見・判断等）をダイジェスト、すなわち抜粋してまとめたものである。したがって、編纂者ら（中心はトリボニアヌスとされる）の判断により、また6世紀当時の社会状況に適合させよという皇帝の命によって、さまざまな改変ないし改ざんが加えられた疑い・批判等はあるものの、依然としてこれがわれわれにかつてのローマの法を伝えてくれる重要な史料であることは間違いない。

12世紀ルネサンスと言われる時代、これら編纂物に対する注釈から始まった最初のローマ法研究であるが、本報告では、最新のデジタル化技術により、インターネットで自由に閲覧可能となった貴重書などの資料についても紹介した。一例として、ミュンヘンデジタル化センター（MDZ <http://www.digitalisierungszentrum.de/>）が公開するバイエルン州立図書館（BSB）所蔵の1400年代・1500年代の写本を示し、具体的な注釈作業がどのよう



に行われたかを確認した。すなわち、当時の一般的なローマ法研究（いわゆる注釈学派の手法）では、テキスト本文をページ中央部分に置き、本文テキストの文言に記号（a・b・c…）を付したうえで、それら各文言への注釈（解釈）が本文を取り囲む周辺を埋め尽くして施された（周辺にも本文中と同じ記号がふられ、該当する文言の説明がそこで読める仕組みになっている）。これを、ディゲスタに限っても、全50巻のテキストすべてに行うのであるから、作業量の膨大さは想像を超える。そして、この注釈作業のひとつの到達点が、13世紀、アックルシウスという学者が著した『標準注釈』である（画像を参照 \* 上記 MDZ 公開資料 *Corpus iuris civilis. Digestum vetus mit der Glossa ordinaria von Accursius Florentinus und Summaria von Hieronymus Clarius Venedig*, 1490.から、後

述の原状回復に係る法文〈D. 4, 1, 1〉箇所）。

ローマ法研究学問はこうした作業に始まり、その後も時代の要請に合わせ、あるいは実務的に、またあるときは人文主義の影響から元来の姿を求める傾向を強く帯びるなど、幾多の変化を経験しつつ、しかし一貫して、それぞれの時代が要求する新たな法制度・法概念を創出する素材としてあり続けてきた。さらに、19世紀には、テオドル・モムゼンという学者が出て、編さん直後のものとされる写本（＝フィレンツェ写本）を軸にオリジナルテキストを明らかにする試みも行われた。その結果、今日では、彼の作業をひとまずの前提とし、各研究者は一定の共通テキストを出発点に独自の批判的検証を通して内容を深めることが可能となっている。このように、本報告冒頭で“古くて新しい学問”と言い得たのは、まさにローマ法の有する内容的豊富さのためであり、それゆえにこれほど長く学問研究の対象として耐え、かつそのなかで常に新たなものを生み出し続けてきた。その意味でローマ法とはすぐれて「学問法」と言える。

我が国でも近く民法典の改正が予定されている。とりわけ債権法に関してはすでにさまざまな案が出され、意見の交換も活発になされている。このような動きにローマ法とその学問および研究の歴史は何が提供できるのであろうか。本報告では、時間の関係から具体的な中身には踏み込めなかったものの、私自身が今後に取り組みたい「原状回復」の問題にも若干触れた。そもそもローマにおける原状回復とはいかなる制度であるのか、とりわけ強迫によるケースについては、その救済手段・手続きに学者の間でも意見の一致が見られていない。その一方、現状に目を移せば、消費者をめぐる契約トラブルの問題は見逃せないものとなっている。これらに対して、現行の民法典規定だけで十分でないことは、消費者契約法その他の特別法が多数制定されてきた経緯からも明らかである。すると、今後の民法改正では、これらの特別法と民法典の関連規定とがどのように調整されるのか、また行政等による他の救済手法とそれらをどう連動させるかなど、幅広い視点からの検討が必要となってこよう。その際、かつてのローマ人が市場活動・取引行為の拡大にともなって発生した類似の法トラブルにどう対処したのか、彼らが伝統的枠組みを維持ないし変更しつつ問題を処理した姿は今日の観点からも興味深いのではないだろうか。

以上わずかだが述べてきたとおり、古いローマの法は2000年以上に亘り多くの研究者を

引きつけ、彼らの活動が多数の有用な法的発明をもたらしてきた。このことはまた、明治の開国によりヨーロッパの法を継受したわが国でも同様であり、そこから、明治期以降の日本におけるローマ法研究史を追う作業もあわせて行っていきたいと考えている（拙稿、「岡松参太郎とローマ法研究」『千葉商大論叢』48巻2号，2011年3月，57～84頁）。

今回、このような報告の機会を得たことは、私自身のこれまでの研究を整理し、今後について考察するための非常に良いチャンスとなった。最後に、こうした貴重な機会を与えてくださった国府台学会経済研究所、またご参加の先生方に対しても改めて感謝を申し述べたいと思う。